○厚生労働省令第八十七号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）の施行に伴い、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十四条第三項及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第一条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（再就職援助計画の認定の申請） **第七条の四**　法第二十四条第三項の認定の申請は、再就職援助計画の作成又は変更後遅滞なく、再就職援助計画（様式第一号）に当該再就職援助計画に係る事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。ただし、当該再就職援助計画が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画」という。）に従つて実施する事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に従つて実施する特定事業再編（同法第二条第十二項に規定する特定事業再編をいう。）又は同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従つて実施する中小企業承継事業再生（同法第二条第二十九項に規定する中小企業承継事業再生をいう。）に伴う離職（同法第二条第二十九項に規定する中小企業承継事業再生をいう。）又は農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画」という。）に従つて実施する事業再編（同法第二条第五項に規定する事業再編をいう。）に伴う離職に係るものであるときは、当該資料については、当該産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画、当該認定特定事業再編計画若しくは当該認定中小企業承継事業再生計画又は当該農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の写しをもつて代えることができる。	（再就職援助計画の認定の申請） **第七条の四**　法第二十四条第三項の認定の申請は、再就職援助計画の作成又は変更後遅滞なく、再就職援助計画（様式第一号）に当該再就職援助計画に係る事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。ただし、当該再就職援助計画が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて実施する事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に従つて実施する特定事業再編（同法第二条第十二項に規定する特定事業再編をいう。）又は同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従つて実施する中小企業承継事業再生（同法第二条第二十九項に規定する中小企業承継事業再生をいう。）に伴う離職に係るものであるときは、当該資料については、当該認定事業再編計画、当該認定特定事業再編計画又は当該認定中小企業承継事業再生計画の写しをもつて代えることができる。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（労働移動支援助成金） **第百二条の五**　1～14　（略） 15　第十二項第一号イに規定する移籍出向が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて実施される事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に従つて実施される特定事業再編（同法第二条第十二項に規定する特定事業再編をいう。）若しくは同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従つて実施される中小企業承継事業再生（同法第二条第二十九項に規定する中小企業承継事業再生をいう。）又は農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて実施する事業再編（同法第二条第五項に規定する事業再編をいう。）に伴うものである場合における移籍人材育成支援コース奨励金の支給については、第十二項第一号イからチまで（同号ホを除く。）のいずれにも該当する事業主に対して、同項第二号（第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項に定める額を支給するものとする。	（労働移動支援助成金） **第百二条の五**　1～14　（略） 15　第十二項第一号イに規定する移籍出向が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて実施される事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に従つて実施される特定事業再編（同法第二条第十二項に規定する特定事業再編をいう。）又は同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従つて実施される中小企業承継事業再生（同法第二条第二十九項に規定する中小企業承継事業再生をいう。）に伴うものである場合における移籍人材育成支援コース奨励金の支給については、第十二項第一号イからチまで（同号ホを除く。）のいずれにも該当する事業主に対して、同項第二号（第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項に定める額を支給するものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。